

「県土整備部 若手職員訪問プログラム」  
に関する注意事項

以下の注意事項をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

- (1) 当該年度の青森県職員採用試験受験者（受験予定者含む）は、試験案内配布開始日から最終試験終了日までの期間にご利用できません。
- (2) OB・OG職員が県土整備部内に在職しない場合や業務の都合等によりご希望の職員をご案内できない場合があります。その場合、なるべくご希望に近い職員をご案内させていただきますが、事前調整（電話確認）の際に日程変更またはお断り頂くことも可能です。
- (3) 当プログラムの利用は、年度内に原則1人1回までとさせていただきます。
- (4) 当プログラムは個人参加のほか複数名（※）での参加も可能です。  
※所属する学部・学科内に面談を希望するご友人などが複数名いらっしゃる場合など
- (5) 業務の都合（異常気象や災害発生による緊急体制等）により、やむを得ず面談をお断りする場合または延期させていただく場合もありますのでご了承ください。
- (6) 面談希望者には事前に申込み用紙（兼質問票）に記入・提出していただきます。対応職員が回答・資料等を事前に準備することにより面談時間を有効に使うためのものですのでご協力のほどよろしくお願いいたします。
- (7) 面談希望者には、報酬、旅費、宿泊費、その他の費用は支給されません。
- (8) 面談希望者の移動中及び面談中における県の責によらない事故・災害に対しては県は一切の責任を負いません。
- (9) 申込み用紙でご記入いただいた個人情報、本面談に関わる目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。
- (10) その他、ご不明な点などありましたら整備企画課までお問い合わせください。

運用開始日：平成28年4月1日

以 上